

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月5日

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立文楽劇場長 佐藤 和男

1. 調達概要

- (1) 件名 令和8・9年度国立文楽劇場産業廃棄物の収集運搬・処分業務
- (2) 履行場所 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (3) 概要 本件は、国立文楽劇場構内で排出する産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行うものである。
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和8年度の「役務の提供等」における「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級の認定を受けている者であること。なお、全省庁統一資格において近畿地域の当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大阪市長又は大阪府知事の「産業廃棄物収集運搬業許可証（廃棄物の種類に、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）が含まれていること）」を有する者であること。
- (5) 令和4年度以降に、一の事業場において、産業廃棄物の収集運搬業務を1年以上継続して受託した実績があること。
- (6) 大阪府、京都府、奈良県、和歌山県又は兵庫県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。
- (8) 所定の書類を提出し、本件業務の履行が可能であることを証明した者であること。なお、本競争の参加希望者は排出事業者の事業場において収集を行う収集運搬業者であることを要件とする。ただし、収集運搬業務の一部及び処分業務は、提携する業者で行うことができるものとし、その場合は当該提携業者によって本件業務の履行が可能であることを証明すること。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場事業推進課事業推進係 中西

電話番号 06-6212-5085 (ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、令和8年1月5日（月）から独立行政法人日本芸術文化振興会HP（トップページ>入札情報一覧）又は上記（1）にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年1月5日（月）から令和8年1月26日（月）午後5時まで

上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（1）～（3）の受付は土曜、日曜、祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(4) 競争執行の日時及び場所

令和8年2月5日（木）午前11時

大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 5階会議室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 誓約書の提出 本競争の参加希望者は、申請書提出時に、分任契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部長）が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(7) 誓約書の遵守 上記（6）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.（1）に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）

(11) 詳細は入札説明書による。